

第17回外務省政策会議 (概要記録)

日時：2月17日 午前8：00～9：00

場所：衆議院第2議員会館 第2会議室

出席議員の概数：20名程度

議題：

- (1) 提出予定条約について
- (2) 個別課題意見交換 『環境・気候変動/核軍縮・不拡散』
- (3) その他

・外務省からの説明

1. 提出予定条約について【事務方】

配布資料に沿って、国会提出予定条約について説明。

2. 個別課題意見交換 『環境・気候変動/核軍縮・不拡散』【事務方】

配布資料に沿って、概要を説明。

・質疑応答

1. 提出予定条約について

(質問・コメント)

- ・ 日タイ受刑者移送条約に関し、タイは多数国間の受刑者移送条約(C E 条約)に参加しない方針とのことだが、その理由は何か。
- ・ 日EU刑事共助協定の下で、死刑を科し得るような重大犯罪についての共助はどう取り扱われるのか。
- ・ 租税条約に関し、我が国は47の条約を58か国との間で締結しているとのことだが、数が一致しないのは重複があるためか。
- ・ 日バミューダ租税協定の下で交換される情報はどのようなものか。
- ・ 条約は、政府間の交渉・合意を経て署名された後に国会へ提出される。国会における条約審議をより意義深いものとするためにも、国会に提出される前の段階での議論や与党との連携の緊密化などが必要ではないか。

(回答：武正副大臣)

- ・ 憲法第73条において、条約を締結することは内閣の権限であると規定されている。条約審議において中身のある議論を行うことは重要である。説明責任を果たす観点から取り組んでいきたい。

(回答：事務方)

- ・ タイの受刑者移送制度は、国内法上、移送の手続は受入国による要請によって開始されること、移送国にのみ特赦等を行う権限があるとする等独自の基準を有しており、C E条約の規定とは異なるため、これに加入しない方針をとっていると承知している。
- ・ 日E U刑事共助協定のみならず、日本が締結しているすべての刑事共助条約は、共助の実施により自国の重大な利益が害される場合には共助を拒否することができる旨規定している。日E U刑事共助協定では、死刑を科し得る犯罪に係る共助について、このような場合に該当すると認められることとの解釈を確認しているものである。死刑を課し得る手続きに係る共助が必ず拒否されるものではなく、当事国間の合意があれば共助は実施される。拒否されることは、条約が存在しない現状でも同じであり、この協定によって相手国に新たな権利が付与されるわけではない。
- ・ 租税条約の数と締結国の数が異なる理由は、旧ソ連との租税条約がC I S諸国に承継されたこと、チェコスロバキアとの租税条約がチェコとスロバキアに承継されたことが理由である。
- ・ 日バミューダ租税協定の下で交換される情報交換は、租税の決定・賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含むと協定に規定されており、要請のために必要な要件が満たされていなかったり、要請を拒否することができる事由に該当したりしない限りは、銀行等の金融機関が有する情報を含めて提供する義務が課せられている。
- ・ 二国間条約締結手続について、政府が相手側と交渉し署名する行為は、条約の案文を確定するためのものであり、国会に提出した後にその承認を得て初めて締結することが可能となる。

2. 環境・気候変動

(質問・コメント)

- ・ 途上国支援について、コペンハーゲン合意による2010年から2012年までの期間に行う300億ドルの支援のうち、日本が150億ドルを出すということか。同じくコペンハーゲン合意では、途上国支援の総額について、毎年1000億ドルまで増額していくこととなっているが、どのようにしてこれを実現するのか。
- ・ 生物多様性条約の目的に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分とあるが、これはどこまで進めるということなのか。また、公正で衡平な配分とはどのようなイメージか。

(回答：事務方)

- ・ ご指摘の300億ドルについて、交渉過程では公的資金を念頭に議論がなされていた。昨年のCOP15の際に公表した「鳩山イニシアティブ」は、2012年までに官民合わせて約150億ドル、うち公的資金約110億ドルの支援を実施することとされており、これは日本独自の支援策として打ち出したものである。ちなみに、300億ドルの記述を検討する過程で各国の分担額についての議論にはなっていない。
- ・ 毎年1000億ドルの支援については、膨大な努力が必要である。実際にどのようにこれを実現していくかは、今後検討を進めていかなければならない課題。したがって現時点で詳細はつまっていない。
- ・ コペンハーゲン合意では、途上国への資金支援とMRV(測定・報告・検証)との関係も重要な論点である。また合意では、非附属書I国(途上国)が自らとる緩和行動であっても、国際的な協議・分析の対象となるとされており、これは一定の前進であったと言える。今後これをベースに議論を進めていきたい。
- ・ 遺伝資源の利用と利益配分については、本年秋に名古屋で開催されるCOP10における議論の焦点の一つとなっている。COP10において、まさにご指摘のあった点、つまり利益の公正で衡平な配分をどのように行うかが議論されることになる。

(了)